

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第11号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2019年9月 発行

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871



連携し合い ともに進む

現地取材 ～ 隠岐の島町における農地集積・集約化への取り組み～

隠岐の島町は、農地集積率 50%余りで、県内でも 4 番目に高い集積率となっています。

今後さらに集積率を上げるために、守るべき農地、そうでない農地の総点検を行い、非農地化すべきものは思い切ってしていくという方針が農業委員会で打ち出されました。

一方、守るべき農地については、隠岐の島町農業公社で、農地整備事業を活用しながら農地中間管理事業を中心に農地の集積・集約化を積極的に行い、しっかりと守っていく取り組みがなされています。

インタビュー



【インタビュー】隠岐の島町農業公社

管理係長 吉山 進一氏、主任 宇野 智博氏

【アドバイザー】隠岐の島町農林水産課

課長補佐 茶山 宏氏、企画幹 上川 清氏、
主事 池田 光寿氏

【インタビュアー】県公社 中村、松本

■ 耕作放棄地を解消して農地集積を行った取り組みについて

Q

概要と経緯は？

A

地区名：大久地区 面積：123 アール

導入事業：町単独「遊休農地再生利用支援事業」 工期：H30. 9月 ～ H31. 3月

所有者：10 名 担い手：有限会社 V（企業参入）

“荒廃していく農地を、復活させていこう”というスローガンを地区内関係者で打ち立てて、町、町農業公社がバックアップして進めてきました。

具体的には、町は整備に関する補助事業への取り組み、町公社はトラクターのリース、及び農地の集積支援です。

この結果、直営施工で町単補助を導入し、比較的安価なコストで畑地に復元を行い、受け手との調整は町公社を中心に行い、町の推奨作物の「ソバ」を栽培することにしました。

【大久地区遊休農地再生利用支援事業】



■ 農地の集積・集約化に係る課題等

Q

町全域で農地の集積・集約化を進めてられていますが、今後の取り組みなどについて聞かせてください。

A

農地の貸し借りについては、県公社とタイアップして案件毎に契約関係者と県公社が作成する経営地の図面を広げて話し合いを行い、できるだけまとまった形で農地を受け手に貸付けができるようにしていきたいと考えています。

また、契約期間途中で耕作できなくなった場合について、農地の保全管理と、新たな受け手の確保が必要になってきます。これを町公社が農業委員、最適化推進委員、県公社相談員の協力を得ながら実施できる仕組みを検討していきたいと考えています。

Q

農地集積・集約化を行っていくうえでの課題は？

A

集落営農組織がほとんどなく、個人の担い手を中心に営農を行っている状況で、当該担い手に対しては貸し借りを中心に、土地利用調整を行ってきました。しかし、昨今では農地の所有者が死亡され、相続人もいない、いてもどこにおられるのかわからない、相続放棄されるなどにより、所有者（共有者）不明農地が多くなっていることで、借受者はいても、権利の設定ができなく、耕作者の経営地が点在してしまうケースが非常に増えています。これを少しでも解消するため、今後は、「所有者（共有者）不明農地制度」を積極的に活用していきたいと考えています。所有者が全く不明の場合、現行の制度では難しいですが、使用貸借でも公示・裁定制度による利用権の設定が可能となれば、さらに貸し借りがスムーズに進むのですが…。

編集後記

取材を終えて… いかがでしたでしょうか。皆さま方が感じていらっしゃる悩みで、共感できる!!と思われた方もおられるかと思います。

いろいろな制度をうまく活用して、少しでも課題を解決していくことで、“地域の農地を守っていく”という気持ちが大切だと感じました（松本）

